

監事監査報告書

平成 19 年 6 月 26 日

国立大学法人和歌山大学
学 長 小 田 章 殿

国立大学法人和歌山大学

監 事 田 中 章 介 ㊟

監 事 長 崎 文 康 ㊟

私たちは、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき国立大学法人和歌山大学の平成 18 年度（平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで）の業務及び会計について監査を実施しました。
その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

国立大学法人和歌山大学監事監査規程及び国立大学法人和歌山大学監事監査実施基準に基づき、役員会、経営協議会、教育研究評議会、その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務運営の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

会計監査については、関係帳簿書類の確認及び関係者への事情聴取等を行い、会計監査人から監査の方法とその結果について報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 業務の執行は、法人の掲げる理念・中期目標からみて中期計画、年度計画に沿って適正に行われているものと認めます。
- (2) 会計監査人あずさ監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況を適正に示しているものと認めます。
- (4) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。
- (5) 事業報告書は、法令及び諸規則に従い、業務の実施状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上